

平成 28 年 12 月

実特法に基づく届出書の提出について

平成 29 年 1 月 1 日より施行される「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律<略称：実特法>」の改正により、平成 29 年 1 月 1 日以降、新たに口座開設されるお客様は、居住地国（※）等を記載した届出書の提出が必要となります。※居住地国とは、所得税・法人税に相当する税をお客様が納めるべき国を指します。

<届出書の提出>

平成 29 年 1 月 1 日以降、新たに口座開設等を行う場合

新規に普通預金・定期預金・定期積金等の口座開設を行う場合、当金庫へ氏名・住所、居住地国（例：日本）等を記載した届出書の提出が必要となります。

※居住地国が外国の場合は、当該居住地国における納税者番号の記載が必要となります。

平成 28 年 12 月 31 日以前に口座開設をしている場合

既に当金庫で口座開設をしている場合でも、確認の為氏名・住所、居住地国（例：日本）等を記載した届出書の提出をお願いする場合があります。

※居住地国が外国の場合は、当該居住地国における納税者番号の記載が必要となります。

注：これらの届出書の提出後、居住地国に異動があった場合は、異動届出書の提出が必要となります。

<届出書の種類>

届出書名	新規届出書	異動届出書
提出者	平成 29 年 1 月 1 日以降に新規口座開設されるお客様	一度届出書を提出後、居住地国に異動があったお客様
提出時期	口座開設等を行う際	居住地国に異動が生じることとなった日から 3 か月を経過する日まで
記載事項	・氏名、住所、居住地国 ・居住地国が日本以外の場合の当該居住地国の納税者番号 ・住所と居住地国が異なる場合の事情の詳細等	・異動後の居住地国等 ・左記の新規届出書の記載事項

※本届出書の該当者は、個人・法人となり、法人については「実質的支配者」の居住地国の確認が必要な場合があります。